

## 雇用保険料率の変更について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

表題の通り、令和4年度の雇用保険料率が段階的に変更(引き上げ)となりますのでお知らせ致します。

**令和4年4月以降に支給する給与・賞与からの雇用保険料の引き去りについて、変更をお願いいたします。**

### 令和4年4月以降に支給する給与・賞与の雇用保険料率

	事業の種類	令和4年4月1日から	令和4年3月31日まで
1	一般の事業(下記2・3以外の事業)	9.5 / 1000 ( 3 / 1000)	9/1000 (3/1000)
2	農林水産・清酒製造の事業	11.5 / 1000 ( 4 / 1000)	11/1000 (4/1000)
3	建設の事業	12.5 / 1000 ( 4 / 1000)	12/1000 (4/1000)

**※労働者負担分に変更はありません。**

※下段の( )内の数字が本人負担分となります。

### 令和4年10月以降に支給する給与・賞与の雇用保険料率

	事業の種類	令和4年10月1日から	令和4年9月30日まで
1	一般の事業(下記2・3以外の事業)	13.5 / 1000 ( 5 / 1000)	9.5/1000 (3/1000)
2	農林水産・清酒製造の事業	15.5 / 1000 ( 6 / 1000)	11.5/1000 (4/1000)
3	建設の事業	16.5 / 1000 ( 6 / 1000)	12.5/1000 (4/1000)

※下段の( )内の数字が本人負担分となります。

労務協会のホームページもご利用ください

労務協会のホームページでは、労務協会通信でお届けしていない情報なども発信しています。

ぜひ、ご活用下さい。 URL : <http://rokyo.net> 「阪神労協」で検索

各種共済制度のお問い合わせ  
お申し込みは、